

リスクアセスメント推進研修会

鋳物製造事業場における リスクアセスメント マニュアル

— 中小規模事業場への導入をめざして —

厚生労働省
中央労働災害防止協会

まえがき

「あなたの職場でリスクアセスメントを始めてみませんか。」

労働災害防止のために事業者が講ずべき措置義務については、従前から労働安全衛生法により定められていますが、これらは罰則をもって守ることを強制されている最低の基準であり、これを守るだけでは、多種多様な作業が行われている職場の安全衛生対策として万全ではありません。

今、個々の事業場の作業の実態や特性を的確にとらえた安全衛生対策が求められています。

それでは、具体的に何をしたら良いのか？その答えの一つがリスクアセスメントです。

リスクアセスメントとは、職場にある様々なリスク（危険）を見つけ出し、そのリスクにより起こることが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、そして、優先度の高いものから順に対策を講じていく手法のことをいいます。

リスクアセスメントの普及を図るため労働安全衛生法が改正され、「危険性又は有害性等の調査」（リスクアセスメント）を導入することが、努力義務化されました（第28条の2、平成18年4月1日施行）。

中央労働災害防止協会では、厚生労働省の委託を受け、安全面に加えて粉じん、化学物質、騒音等の労働衛生面のリスクを抱える鋳物製造業に着目して、鋳物製造事業場におけるリスクアセスメント入門マニュアル作成委員会（委員長：増本清、労働安全・衛生コンサルタント）を設置し、できるだけわかりやすい導入実施手順や留意事項等について検討してまいりました。その結果、本書には中小規模事業場に便利な簡易な記入様式や安全編と労働衛生編とに分けた実施手順等が盛り込まれています。まずは、導入時の対象としてリスクが高い作業・作業場所を絞り込み、できるところからリスクアセスメントを始めてみましょう。

また、リスクアセスメントは、安全衛生水準向上のための仕組みとして注目されている労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の中核となる手法でもあります。本書を参考にリスクアセスメントを導入することにより、それぞれの事業場の個性を踏まえた効果的な労働災害防止対策が継続的に実施されることを期待します。

平成19年1月

中央労働災害防止協会
理事長 澤田 陽太郎

様式3 「リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：化学物質・粉じん）／ 作業環境測定を実施していない場合」	81
様式4 「リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：騒音）／作業環境測定 を実施している場合」	82
様式5 「リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：騒音）／作業環境測定 を実施していない場合」	83
様式6 「リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：暑熱）」	84
7 リスクアセスメント演習	85
8 トライアル実施結果	91
参考資料	97
1 鋳物製品製造業における作業環境改善の手法について	98
2 作業環境測定を行うべき作業場	125
3 騒音障害防止のためのガイドラインの策定について	136
4 危険性又は有害性等の調査等に関する指針	152
5 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	171

はじめに

日本の高度経済成長が緒に就いた昭和30年代後半から昭和40年代にかけて、職場で働いていて、けがをし、また、病気になった人たちは年間170万人を超え、そのうち6,000人を超す尊い命が失われました。その後、労働災害の発生件数は長期的に見れば減少の傾向にありますが、現在でも労働災害に被災する人は年間54万人に及び、その90%以上が労働者300人未満の中小規模の事業場で発生しています。労働災害の諸統計によれば、多くの中小規模事業場から構成されている鋳物製造業界でもこの傾向はうかがえます。

生産工程の多様化・複雑化が進展し、新たな機械設備や化学物質が導入された結果、事業場内の危険性・有害性も多様化し、その把握が困難になってきています。このような状況下では、従前のように労働安全衛生法令に規定されている最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、さらに企業が自主的に安全衛生水準を向上させるため、労働者の就業に係わる危険性又は有害性を特定し、それぞれのリスクを評価し、これに基づきリスクの低減措置を実施するという手法を導入することが必要です。このため平成17年10月に労働安全衛生法が改正され、機械等の危険性又は有害性等の調査、いわゆる「リスクアセスメント」の実施が努力義務化されました（平成18年4月1日施行）。

リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、作業における危険性又は有害性^(注)を特定し、それによる労働災害や健康障害の重篤度（被災の程度）とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせ「リスク」を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。リスクアセスメントはおおむね次の流れに沿って進めます。

- ① 職場に潜在するあらゆる危険性又は有害性を特定する。
- ② これらの危険性又は有害性ごとに、既存の予防措置による災害防止効果を考慮のうえリスクを見積もる。
- ③ 見積もりに基づきリスクを低減するための優先度を設定し、リスク低減措置の内容を検討する。
- ④ 優先度に対応したリスク低減措置を実施する。
- ⑤ リスクアセスメントの結果及び実施したリスク低減措置を記録して、災害防止のノウハウを蓄積し、次回のリスクアセスメントに利用する。

このような進め方により、系統的にリスクを見積る体制が事業者の責任の一環として確立し、その結果が反映され文章として記録され、さらに見直しを行えるようになります。

現在多くの事業場で職場に存在する危険性又は有害性を見つけだし、事前に安全衛生対策を立てるために、安全衛生診断、危険予知（KY）活動などが一般的に行われています。これらの活動は広い意味ではリスクアセスメントの一つと言えますが、本来、リスクアセスメントとは、これら現場での経験的な活動に対し、事業者責任の一環として確立し、体系的、理論的、計画的に進めることに特徴があります。

リスクアセスメントの主な実施手順は次頁のとおりです。

リスクアセスメントの主な実施手順

①危険性又は有害性の特定

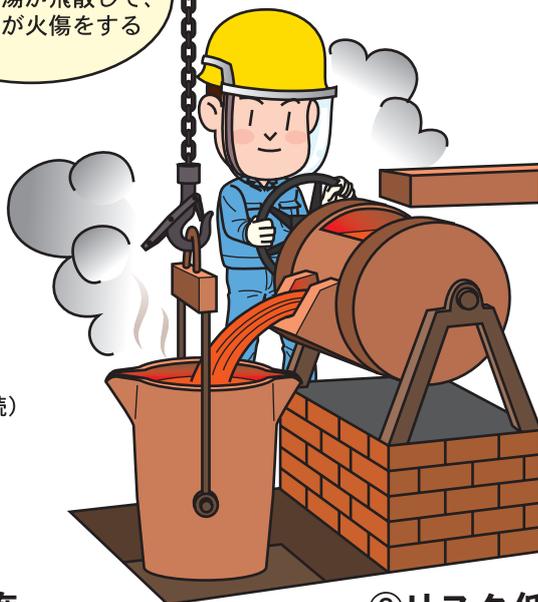


急激に出湯したので、
取鍋から湯が飛散して、
作業者が火傷をする

②リスクの見積り



重度の災害
発生の可能性
あり！



(見直し・次年度へ継続)

④リスク低減措置の実施



遠隔操作にできるかな
保護具はみんな
つけてるよね

③リスク低減措置の検討



リスクが高いから
改善しなければ
いけないな

(注) 危険性又は有害性：平成 17 年 10 月の労働安全衛生法の改正により、安全管理者を選任しなくてはならない業種の事業者は、設備・機械を新設するときなどに労働災害発生のおそれのある危険性・有害性を調査し、その結果に基づいて、これらを除去・低減する措置を講ずるよう努めなければならないとされ、いわゆるリスクアセスメントの実施が努力義務化されました。その際に、従来、危険有害要因、危険源、ハザードと呼ばれていたものを危険性又は有害性と統一して表現することになりました。